

新緑団地太陽光発電システム導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2次新緑団地の宅地を購入して住宅用太陽光発電システムを設置した住宅を建築する者に対し、補助金を交付することにより、分譲地の販売促進及び自然エネルギーを利用した環境に優しい地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）とは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅（以下「住宅」という。）において消費され、連係された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。
- (2) 次の数値のうちいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。
 - ① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点第3位を切り捨てる。
 - ② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。）
- (3) 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。
 - ア 太陽電池モジュールの変換効率が、別表1に定める値以上であるもの。
 - イ 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているものであり、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及センター（J-PEC）により登録されたもの。
 - ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
 - (ア) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽

電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。

(イ) メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。

(4) 補助対象経費が、1kW当たり50万円以下(税別)の太陽光発電システムであるもの。ただし、1kWあたりの補助対象経費が、3万円以下の場合の対象外とし、「設置工事に係る費用」に関し、別表2で定める工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から、控除することができるものとする。

(5) 未使用品であるもの(中古品は対象外)。

(6) 電力会社と電灯契約を締結していること又は締結する予定であること。

(7) 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうちローン金額を除いた部分が住宅用太陽光発電システムの契約額を超えていること。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、第2次新緑団地の宅地を購入して、そこに対象システムを設置した住宅(自己又は同居の家族が所有し、かつ、自ら居住する住宅に限る。以下この項において同じ。)を建築する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者(第10条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。)であること。

(2) 設置者が町に納付すべき公金(町税及び使用料等)を滞納していないこと。

(3) 補助の申込みを行う年度の3月末日までに、当該システムを設置する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者については、補助金の交付対象者とはしないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、対象システムの設置に要する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、パワーコンディショナについては、蓄電システム等とパワーコンディショナを併用している場合は、補助対象経費算定にパワーコンディショナを含めるが、当該補助金での補助対象から除外する。

(1) 太陽電池モジュール

- (2) 架台
- (3) パワーコンディショナ (インバータ・保護装置)
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線及び配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計
- (10) その他対象システムの設置に必要な工事に係る費用

(補助金額)

第5条 町が交付する補助金の額は、補助対象経費で算出した額とし83万円を上限とする。この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、補助金交付申請書 (第1号様式) 及び次に掲げる書類 (以下「補助金交付申請書等」という。) を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 現に町内に住所を有する者にあつては、町税等公金の納付状況を調査することへの同意書 (第1号様式に含む)、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- (2) 太陽光発電システム設置に係る図面 (太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さが分かるもの) の写し
- (3) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し
- (4) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金交付申請の受付は、当該システムの設置が完了する年度の1月末日までとする。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書等の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者 (以下「補助対象者」という。) に対しては、補助金交付決定通知書 (第2号様式)

により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により、補助対象者に通知する際には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付申請書等の内容を変更するとき又は対象システムの設置を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 町長の承認を受けた場合を除き、補助金により設置した対象システムは、法定耐用年数を経過することとなるまで、この補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 補助金により設置した対象システムは、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、天変地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、対象システムがき損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならないこと。また、対象システムを処分する際は適切に処理すること。

(補助金交付決定変更承認申請)

第8条 補助対象者は、前条第3項第1号に該当するときは速やかに、補助金交付決定変更承認申請書（第1号様式の2）及び必要に応じて次に掲げる書類（以下「補助金交付決定変更承認申請書等」という。）を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さが分かるもの）の写し
- (2) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し
- (3) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定変更)

第9条 町長は、前条の補助金交付決定変更承認申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の変更の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、承認すると決定した者に対しては、補助金交付決定変更承認通知書（第2号様式の2）により、承認しないと決定した者に対しては、補助金交付決定変更不承認通知書（第4号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により、承認すると決定した者に通知する際には、第7条第3項に規定する条件を付すものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、対象システムを設置した住宅建築の完了後1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1） 町内に住民票があることが確認できるもの（住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）等）

（2） 対象システムの設置状況を撮影した写真（太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。）又は対象システムの配置図

（3） 対象システムの設置に係る領収証の写し

（4） 対象システムの設置に係る内訳書の写し（第4条各号の経費の内訳が記載してあるもの）

（5） 電力会社との電力受給契約書の写し

（6） 設置した太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分・製造番号が入っているもの）

（7） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の内容の審査及び対象システムの検査を速やかに行うものとする。

2 町長は、前項の審査及び検査の結果、対象システムが適正に設置されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定をしたときは、確定通知書にあわせて補助金交付日を記載し、申請者の指定する口座に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、

補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 対象システムを補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成27年 月 日訓令第 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1

変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池セルの変換効率基準
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

太陽電池セルの基準変換効率は、真性変換効率とする。

別表 2

工事に関する費用のうち、補助対象経費とならない工事

項目	控除できる上限額
①安全対策費：急勾配な屋根への設置や、3階建て住宅のような高所作業が発生する場合に作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事	1kW当たり5万円（税抜き）
②陸屋根防水基礎工事：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事	1kW当たり5万円（税抜き）
③積雪対策工事：積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事	1kW当たり3万円（税抜き）
④積雪架台嵩上げ工事（積雪対策工事を実施した上で行うことが条件）：積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、50cm以上の架台の嵩上げを行う工事	1kW当たり2万5千円（税抜き）

<p>⑤風荷重対策工事:強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事</p>	<p>1 k W 当たり 2 万円 (税抜き)</p>
<p>⑥塩害対策工事:強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事</p>	<p>1 k W 当たり 1 万円 (税抜き)</p>
<p>⑦無落雪屋根設置工事費:無落雪屋根上に傾斜架台を設置する際に必要な屋根等の改修工事、及び傾斜架台の設置工事。ただし、無落雪屋根設置工事費控除を申請する場合は、陸屋根防水基礎工事費、積雪対策工事費、または積雪架台嵩上げ工事費の控除の重複申請は認めない。</p>	<p>1 k W 当たり 1 5 万円 (税抜き)</p>
<p>⑧幹線増強工事:単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事</p>	<p>1 件 当たり 1 0 万円 (税抜き)</p>